

国官人第217号
平成31年4月25日

内部部局の長 殿
施設等機関の長 殿
特別の機関の長 殿
地方支分部局の長 殿
外局の長 殿

大臣官房長
(公印省略)

適正な業務執行について

今般、国土交通省の職員が、民間企業及びその役員に対し、法令の根拠に基づかない介入を行い、民間企業の役員に損害を与えたとして、当該役員に対する国家賠償法上の損害賠償を命じる東京高等裁判所の判決が確定した。

国土交通省としては、違法行為はなかったと主張してきたところだが、判決では以下の行為が法令の根拠に基づかない介入として認定された。

- ・本省職員が、民間企業に対し、当該民間企業の役員の選解任を自発的なかたちで実行するよう求めた行為
- ・地方支分部局の職員が、民間企業に対し、発注停止を示唆した行為
- ・地方支分部局の職員が、民間企業の役員に対し、役員からの退任や退職を求めた行為

国土交通省においては、これまでも職員に対し、法令遵守を徹底するよう、各般の取り組みを進めてきたところであるが、今後とも、所管行政を的確に推進していくためには、とりわけ発注関係業務に携わる職員一人一人が、公正を旨とすることを肝に銘じて、厳しく自らの身を律しながら職務の遂行を図っていかねばならない。

各機関においては、この判決を重く受け止め、民間企業及びその役職員等に対して、法令の根拠に基づかない介入や、その疑念を抱かれるような行為をしないよう、あらためて服務規程の保持及び法令遵守の徹底に努める旨を、所属職員に対して周知されたい。